

平成31年4月30日

「北区の給与・定数管理等の状況」

北区総務部職員課人事係

北区の給与・定数管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成29年度普通会計決算）

住民基本 台帳人口 <small>(平成30年1月1日現在)</small>	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)	(参考) 28年度の 人件費率
348,030人	138,539,799千円	4,594,494千円	23,727,158千円	17.1%	16.8%

(注) 1 人件費には特別職に支給される給与、報酬等も含まれます。

2 普通会計とは、一般会計と他の会計とを合算したものから、会計間の重複を除いた額です。

(2) 職員給与費の状況（平成29年度普通会計決算）

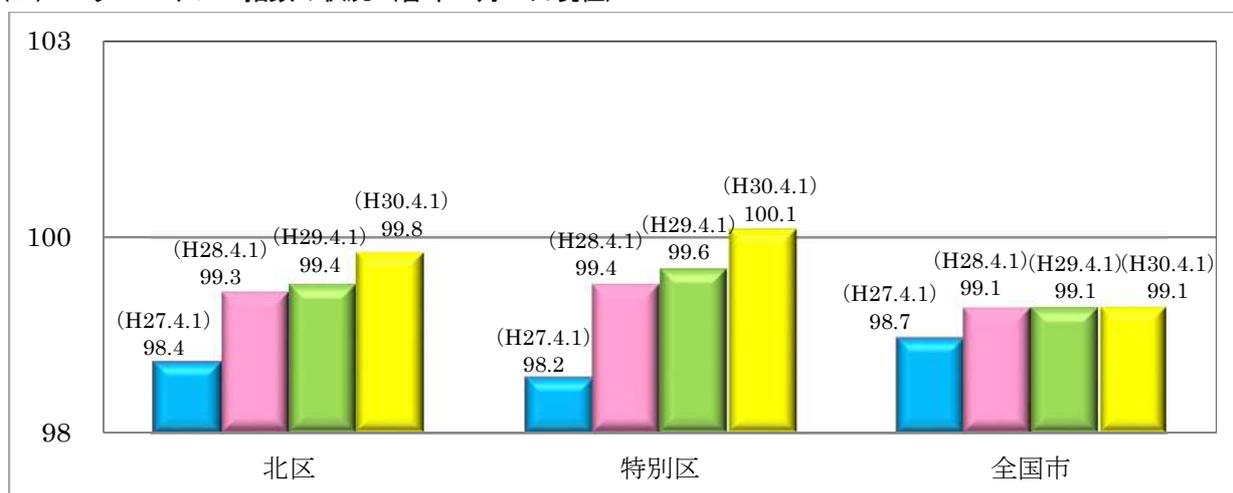
職員数 (A)	給与費				一人当たり 給与費 (B) / (A)	(参考) 28年度の 一人当たり 給与費
	給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)		
2,453人 (247人)	9,083,556千円	3,272,288千円	4,159,701千円	16,515,545千円	6,733千円	6,880千円

(注) 1 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

2 職員手当には退職手当、児童手当は含まれていません。

3 職員数は、平成29年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	【参考】 国の改定率 (人事院勧告)
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	383,760 円	393,431 円	△9,671 円 (△2.46%)	△2.46%	—	0.16%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間 支給月数	【参考】 国の年間 支給月数 (人事院勧告)
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.62 月	4.5 月	0.12 月	0.1 月	4.5 月	4.45 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

[給料表の改定実施時期]

平成27年4月1日

[内容]

行政職給料表(一)給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表(一)給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

[支給割合]

20% (国基準の20%と同等)

[実施時期]

平成27年4月1日から実施。

③ その他見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
北区	40.7歳	307,248円	425,239円	385,079円
東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	395,638円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
北区	53.1歳	203人	303,409円	398,978円	375,398円
うち清掃作業員	51.5歳	123人	310,113円	420,718円	387,423円
うち用務員	55.2歳	74人	291,554円	363,676円	355,197円
東京都	49.7歳	1,418人	292,009円	391,826円	361,938円
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円

【参考】

北区 での区分	民間				年収ベース（試算値）の比較		
	民間類似 職種	平均 年齢	平均給与月額 (B)	A/B	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
清掃 作業員	廃棄物処理業 従業員	45.7歳	293,000円	1.44	6,816,114円	4,023,000円	1.69
用務員	用務員	55.1歳	207,300円	1.75	6,062,806円	2,818,600円	2.15

③ 幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
北区	35.3歳	298,242円	403,930円
東京都	40.5歳	339,718円	439,954円

- (注) 1 平均給料月額とは、平成30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、平均給与月額（国ベース）とは、比較のため、国家公務員と同じベース（時間外勤務手当、特殊勤務手当などを除いたもの）で算出しています。
- 3 技能労務職の内訳は、職員数の多い上位2職種です。
- 4 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成26～28年の3年平均）
- 5 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

- 6 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 7 幼稚園教育職の「東京都」のデータは、小中学校教育職のものです。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		北区	東京都	国
一般 行政職	大学卒	183,700円	182,700円	総合職 183,700円 一般職 179,200円
	高校卒	147,100円	144,600円	147,100円
技能労務職		139,400円	142,000円	
教育職 (幼稚園)	大学卒	194,800円	196,300円	
	短大卒	177,700円	179,400円	

- (注) 1 「東京都」の「教育職 (幼稚園)」のデータは、小中及び高等学校教育職のものです。
- 2 国の初任給は、平成30年人事院勧告前の金額です。
- 3 技能労務職の初任給は、職種により異なります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (平成30年4月1日現在)

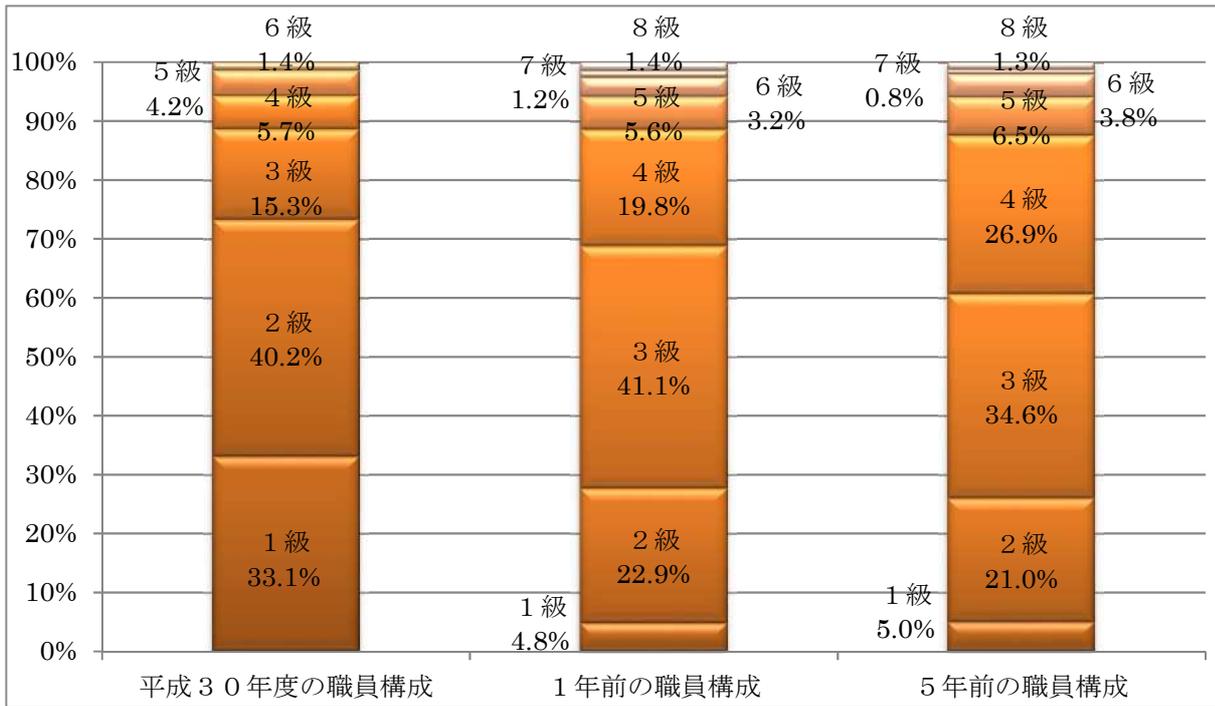
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	279,232円	316,081円	364,212円
	高校卒	216,633円	—	312,900円
技能労務職		—	—	282,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長の職務	20人 (0人)	1.4% (0%)	370,300円	515,500円
5級	課長の職務	60人 (0人)	4.2% (0%)	285,000円	455,000円
4級	課長補佐の職務	81人 (0人)	5.7% (0%)	254,200円	429,200円
3級	係長又は主査の職務	216人 (0人)	15.3% (0%)	227,300円	407,300円
2級	主任の職務	568人 (219人)	40.2% (100%)	197,100円	358,400円
1級	係員の職務	468人 (0人)	33.1% (0%)	142,500円	324,800円

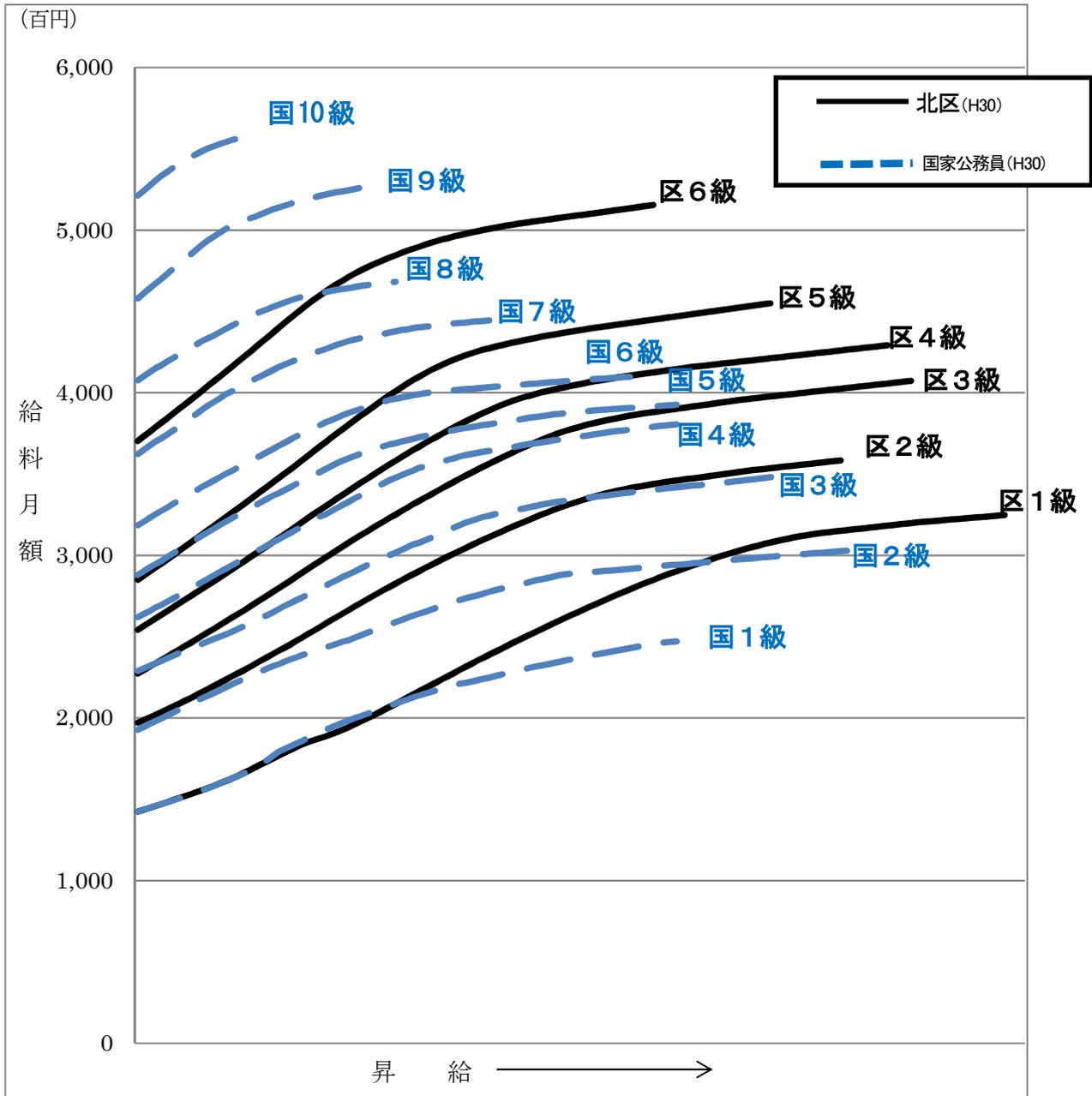
- (注) 1 北区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



- (注) 平成30年4月1日に8級制から6級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））

平成30年4月1日時点



(3) 昇給への人事評価の活用状況

平成29年4月2日から平成30年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

北区				東京都		国		
一人当たり平均支給額 (29年度)		1,726千円						
区分	一般職員		幹部職員		一般職員		一般職員	
支給割合	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.20月分 (1.25月分)	2.30月分 (1.10月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.90月分 (0.90月分)	2.60月分 (1.45月分)	1.80月分 (0.85月分)
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 15～20%			職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 3～20% ・ 管理職加算 15～25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 職務段階別加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況 (一般行政職)

平成29年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ (一律)				
ロ	人事評価を活用していない				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

区分	北区		国	
	普通	勸奨・定年	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	1,336千円	20,747千円		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~45%加算)	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		1,866,664千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（29年度決算）		760,972円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数 (29年度)	国の制度（支給率）
北区	20.0%	2,453人	20.0%
地域手当補正後ラスパイレス指数（29年度） (ラスパイレス指数)			99.4% (99.4%)

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 北区地域手当支給率) / (1 + 国の支給基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		27,016千円	
支給職員一人当たり平均支給年額（29年度決算）		107,206円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（29年度）		10.3%	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉事務所等 現業手当	生活福祉課に 勤務する職員等	生活保護法、身体障害者福祉法、児童福祉法等に定める業務を行うため家庭を訪問した場合等	日額440円等
特定現場 危険手当	建築課に 勤務する職員等	建築物等の建設現場において、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事監督及び検査業務に従事した場合等	日額290円等
感染症 接触手当	保健所に 勤務する職員等	感染症予防法に規定する二類感染症及び三類感染症の患者等に接触した場合等	日額150円等
放射線 業務従事手当	保健所に勤務する診 療放射線技師等	エックス線操作に従事した場合	日額530円
有毒薬物 取扱手当	保健所に 勤務する職員	亜硫酸等を使用し、又は使用により発生する毒物に堪えて試験研究、検査及び作業に従事した場合	日額190円
清掃業務 従事手当	清掃事務所に 勤務する職員等	廃棄物の処理を直接行う業務又はこれに密接に関連する業務に従事した場合	日額700円

(5) 時間外勤務手当

平成29年度決算	支給実績	627,694千円
	職員一人当たり平均支給年額	255,888円
平成28年度決算	支給実績	635,228千円
	職員一人当たり平均支給年額	269,736円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度		支給実績 (29年度 決算)	支給職員一人 当たり平均 支給年額 (29年度 決算)	
扶養手当	配偶者	10,000円	異なる	配偶者	6,500円	136,510 千円	197,554円	
	配偶者を欠く第一子	10,000円		子	10,000円			
	子	7,500円		その他の扶養 親族	各6,500円			
	その他の扶養 親族	各6,000円		16歳~22歳までの 子への加算措置	各5,000円			
	16歳~22歳までの 子への加算措置	各4,000円						
住居手当	月額家賃 27,000円 以上を負担する者	8,300円	異なる	賃貸住宅に居住する 場合 支給限度額	27,000円	97,423 千円	216,495円	
	加算額	当該年度末 現在、27歳 までの者						18,700円
	加算額	当該年度末 現在、28歳 から32歳 までの者						9,300円
通勤手当	運賃等相当額 限度 55,000円		同じ			302,926 千円	136,699円	

5 特別職の報酬等の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	給料・報酬	期末手当	退職手当
区長	1,153,800円	3.6月分	(算定方式) 退職時給料月額×勤続期間1年につき 500/100 (1期の手当額) 23,076,000円 (支給時期) 任期毎
副区長	924,100円	3.6月分	(算定方式) 退職時給料月額×勤続期間1年につき 400/100 (1期の手当額) 14,785,600円 (支給時期) 任期毎
議長	928,800円	3.6月分	
副議長	797,200円	3.6月分	
議員	618,600円	3.6月分	

(注) 1 退職手当については、任期満了等に伴う退職時に支給されます。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

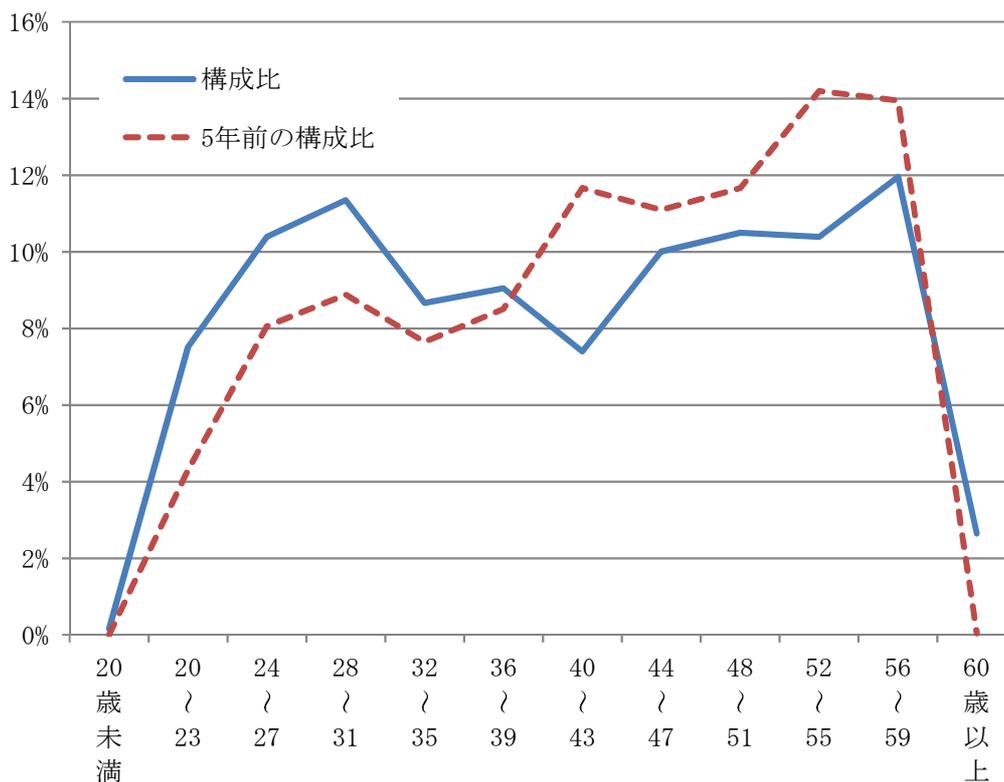
(各年4月1日現在)

			職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
			平成29年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	14	14	0	計画改定等に伴う事務執行体制の充実、東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会への職員派遣	
		総務企画	429	443	14		
		税務	88	88	0		
		民生	1,103	1,135	32		地域医療連携推進担当課長新設、保育園定員増
		衛生	342	341	△1		作業計画見直しに伴う事務執行体制の見直し
		労働	0	0	0		
		商工	21	20	△1		事務執行体制の見直し
	土木	209	212	3	連続立体交差事業担当副参事の新設、空家対策及び居住支援に係る業務増		
		計	2,206	2,253	47	<参考> 人口1万人当たりの職員数65人	
		教育	247	243	△4	学校用務業務委託	
	小計	2,453	2,496	43	<参考> 人口1万人当たりの職員数72人		
公営企業等会計部門	その他	110	113	3	大規模福祉施設整備担当副参事の新設、介護予防・日常生活支援総合事業に係る給付管理等事務の事務移管		
	小計	110	113	3			
合計			2,563 [2,527]	2,609 [2,527]	46 [0]	<参考> 人口1万人当たりの職員数75人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況



(平成30年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数(人)	4	196	271	296	226	236	193	261	274	271	312	69	2,609

(3) 職員数の推移

(単位:人、%)

部門別	年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		2,053	2,077	2,085	2,111	2,206	2,253	200(9.7%)
教 育		280	280	270	244	247	243	△37(△13.2%)
普通会計計		2,333	2,357	2,355	2,355	2,453	2,496	163(7.0%)
公営企業等会計計		111	113	111	123	110	113	2(1.8%)
合 計		2,444	2,470	2,466	2,478	2,563	2,609	165(6.8%)